

# ～ 大臣認定更新の流れ ～

大臣認定の有効期間が 平成27年3月25日もしくは平成27年4月30日の方

## 1. 大臣認定更新申請の準備

<必要な書類>

### (1) 大臣認定更新申請書

※この用紙の裏面を使用してください

※大臣認定の有効期限の1年以内に受講した『監理技術者講習  
修了証』の写しを貼付

### (2) 現在交付されている大臣認定書(→右図のサンプル参照)の写し

※有効期限が平成27年3月25日もしくは平成27年4月30日のもの

※紛失された方は本籍記載の住民票を提出

### (3) 本籍記載の住民票1通(本籍・氏名に変更がある方のみ)

※住民票が添付されない場合は変更なしと致します

※外国籍の方は、住民票の代わりに登録原票記載事項証明書を提出

### (4) 切手430円分(認定書送付簡易書留料)

※認定業種別に認定書を送付いたしますので、複数業種を更新される方は更新する業種分の簡易書留料が必要となります。

(2) 大臣認定書の写し



## 2. 申請書類の郵送

<申請期間> 平成26年11月1日から平成27年1月31日(必着)

<郵送先> 〒102-8787 麹町郵便局留

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 技術検定係 宛

※必要な書類を全て同封し、郵送してください。

※封筒の表に「大臣認定更新申請」と赤で記入してください。

※郵便局留のため、宅配便・メール便での送付はできません。郵便をご利用ください。

※申請書の郵送には、配達記録が残る「簡易書留」をお奨めします。

<問合せ先>

・大臣認定更新申請受付、書類送付に関する問合せ先

事務代行機関 (株) キーマネジメントソリューションズ

TEL : 03-3352-6502 平日 10:00 ~ 17:00

FAX : 03-5363-0762

## 3. 『大臣認定書』の交付

平成27年3月中旬に国土交通省から交付される予定です。

※『監理技術者資格者証』の申請をされる方は、

(一財) 建設業技術者センター TEL : 03-3514-4711 (平日 10:00 ~ 17:00) にお問合せください。

※この内容は、国土交通省のホームページ([http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01\\_hy\\_000522.html](http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_000522.html))でご確認できます。

## 大臣認定更新申請書

国土交通大臣 殿

建設業法第15条第2号ハに基づき、下記の業種に関し、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者としての認定を更新したいので、関係書類を添付して申請します。

申請日： 年 月 日

フリガナ		フリガナ	
氏名	印	通称名	注1
生年月日	大正 昭和	年	月 日生
本籍	都道府県	国籍	注2
現住所	〒 - -		
T E L	- - ※日中連絡の取れる電話番号		

注1 外国籍で通称名の併記を希望される方は、通称名も記入してください。

注2 外国籍の方は、国籍を記入してください。

\*更新をしたい認定業種に有効年月日と大臣認定番号を記入してください。(不明な方は空欄で構いません。)

認定業種 (該当の業種に○を記入)	有効年月日				現在交付されている大臣認定番号					
土木工事業	平成	年	月	日						
建築工事業	平成	年	月	日						
管工事業	平成	年	月	日						
鋼構造物工事業	平成	年	月	日						
舗装工事業	平成	年	月	日						
電気工事業	平成	年	月	日						
造園工事業	平成	年	月	日						

監理技術者講習修了証番号				修了年月日			
第	-	号		平成	年	月	日

《ご注意》

・講習修了証のコピーを下記貼付欄に貼付してください。

**監理技術者講習修了証コピー貼付欄**  
(大臣認定の有効期限前1年以内に受講したもの)

受付処理欄 ※記入不要

1	2	3	4	5	6